

令和4年9月第3回八街市議会定例会会議録（第1号）

.....  
1. 開議 令和4年8月31日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 木内文雄  
3番 新見 準  
4番 小川喜敬  
5番 山田雅士  
6番 小澤孝延  
7番 角 麻子  
8番 鈴木広美  
9番 小菅耕二  
10番 木村利晴  
11番 石井孝昭  
12番 桜田秀雄  
13番 林 修三  
14番 山口孝弘  
15番 小高良則  
16番 林 政男  
17番 加藤 弘  
18番 京増藤江  
19番 丸山わき子

.....  
1. 欠席議員は次のとおり

1番 栗林澄恵

.....  
1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	大木俊行
総務部	長	片岡和久
市民部	長	中込正美
福祉部	長	吉田正明
健康こども部	長	井口安弘
経済環境部	長	相川幸法

建設部長 市川明男  
会計管理者 渡邊洋一  
財政課長 和田暢祥  
水道課長 古西弘一

・連絡員

秘書広報課長 田中和彦  
総務課長 湯浅孝史  
防災課長 宮澤英光

○教育委員会

・議案説明者

教育長 加曾利佳信  
教育部長 土屋武志

○監査委員

・議案説明者

監査委員事務局長 柿沼典夫

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長 梅澤孝行  
副主幹 佐藤竜一  
主査 嘉瀬順子  
主査 安見里香  
主任主事 今関雅

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第1号）

令和4年8月31日（水）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第16号、陳情第8号

提案理由の説明

議案第1号

質疑省略、委員会付託省略、討論省略、採決

決算審査特別委員会の設置及び付託

- 日程第4 議案第6号  
委員会付託省略、質疑、討論、採決
- 日程第5 休会の件

## ○議長（鈴木広美君）

本日、令和4年9月第3回八街市議会定例会は、ここに開会される運びとなりました。

この定例会は議案16件、陳情1件が提出されることになっております。慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待いたしますとともに、議会運営につきましてもご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから令和4年9月第3回八街市議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は18名です。議員定数の半数以上に達しておりますので、この定例会は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者はお手元に配付のとおりです。

次に、監査委員から、5月から7月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている報告3件が議長宛に提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第104条の規定により議会の代表として出席した会議等は配付のとおりです。

次に、本日の欠席の届け出が栗林澄恵議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定により、小澤孝延議員、山田雅士議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この件については議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

## ○山口孝弘君

おはようございます。令和4年9月定例会の会期等を協議するために、去る8月23日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

9月定例会に上程される案件は議案16件、陳情1件であります。

次に、一般質問の通告が、代表6人、個人5人からありました。

以上の案件を審議するため、9月の定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を本日から9月30日までの31日間と協議決定いたしました。

この会期等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます。議会運営委員長の報告といたします。

## ○議長（鈴木広美君）

ただいまの委員長報告のとおり、この定例会の会期は本日から9月30日までの31日間と

することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。会期は31日間に決定しました。

日程第3、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第16号及び陳情第8号を一括議題といたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号から議案第16号及び陳情第8号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日ここに令和4年9月第3回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご多用のところ、ご参集いただき、誠にありがたく御礼申し上げます。

最初に、新型コロナウイルス感染症の変異株であるオミクロン株（BA.5）の感染者の急増により、医療機関等への負荷が急速に高まっていることから、県では感染対策を徹底しながら、社会経済活動の維持と医療の逼迫の回避との両立を図るため、令和4年8月4日に「BA.5対策強化宣言」を行い、8月31日までの間、県民の皆様や事業者の皆様に対し、協力要請を行いました。

本市におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染者数は依然として高い水準で推移しており、予断を許さない状況となっております。今後も関係機関と連携しながら、円滑なワクチン接種体制の強化に取り組んでまいります。

また、市民の皆様におかれましては、引き続き国・県の示す基本的な感染症対策に努めていただきますよう、ご協力をお願いするものでございます。

次に、第73回印旛郡市民スポーツ大会が7月2日から24日まで印旛郡八市町で16競技24種目により行われました。八街市はゴルフ優勝、男子陸上競技3位、バスケットボール男子女子とも3位、クレー射撃3位という好成績を収めました。コロナ禍で選手集めに苦労する中、各種競技に参加していただいた選手の皆様、また関係する競技団体役員の皆様に対して深く感謝と敬意を表するとともに、このたびの成果に対しまして、心よりお祝い申し上げる次第でございます。

次に、去る8月20日に八街市制施行30周年記念事業第31回八街ふれあい夏まつりがけやきの森公園を会場として開催されました。今年は新型コロナウイルス感染症の影響により、規模を縮小して開催いただきましたが、多くのお客様にご来場いただき、大変賑わいのある夏まつりとなりました。この場をお借りいたしまして、夏まつりの開催にあたりご尽力いただきました全ての関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

それでは、提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件は、人事案件、専決処分の承認を求める案件、条例の改正

2件、協議案件、市有財産の取得、令和4年度八街市一般会計補正予算、令和4年度八街市介護保険特別会計補正予算、令和4年度八街市下水道事業会計補正予算、令和4年度水道事業会計補正予算、令和3年度各会計決算の認定の合計16件でございます。

それでは、各議案ごとにご説明いたします。

議案第1号は教育委員会委員の任命についてでございます。

これは、山田良子委員の任期が令和4年9月30日で満了となりますが、引き続き同氏を再任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第2号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

これは、新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保に関する事業について、4回目の追加接種に係る予算が不足する見込みとなったことから、遅滞なく迅速に事業を遂行するため、予算の補正を行う必要が生じましたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

議案第3号は、八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、国家公務員の男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進をさらに進めるにあたり、育児と仕事の両立支援制度をより柔軟に利用できるようにするための措置として、育児休業の取得回数制限の緩和等に係る事項が令和4年10月1日から施行されることとなり、本市においても、育児休業制度の権衡を図り、育児と仕事の両立支援を推進するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第4号は、八街市議会議員及び八街市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び八街市議会議員及び八街市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、公職選挙法施行令に規定する公営単価について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律と人件費、物価の変動等を考慮するという共通の考え方により、3年に1度の参議院議員通常選挙の年に、その基準額の見直しを行うこととされております。このたび、最近における物価の変動及び消費税増税を踏まえて、国会議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用等及び選挙運動用ビラ作成の公営に要する経費の基準額が引き上げられたことに伴い、本市の基準額を改正するものでございます。

議案第5号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部改正に関する協議についてでございます。

これは、4市複合事務組合の千葉県市町村総合事務組合への加入に伴う千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部改正について、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第209条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第6号は、市有財産の取得についてでございます。

これは、第6分団消防自動車の取得について、一般競争入札の結果、日本機械工業株式会社

本社営業部が2千15万4千300円で落札いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第7号は、令和4年度八街市一般会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算に4億9千645万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を253億4千936万2千円とするものでございます。歳入につきましては、地方特例交付金として、交付金額の確定により1千493万2千円の増、地方交付税として、普通交付税額の確定により2億2千989万4千円の増、国庫支出金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や学校施設環境改善交付金の増などにより6千556万3千円の増、県支出金として、子どものための教育・保育給付交付金や低所得者介護保険料軽減負担金（前年度精算分）の増などにより198万9千円の増、繰入金として、介護保険特別会計繰入金（過年度精算分）の計上により2千479万円の増、支出金返還金の繰越金として5千118万5千円の増、市債として、中学校トイレ改修事業の増、臨時財政対策債の減などにより1億810万円の増でございます。

歳出につきましては、議会費として、一般職人件費の調整により241万7千円の増、総務費として、公共施設等整備基金積立金の増額、社会保障・税番号制度システム整備業務に伴う戸籍情報システム改修費等の増額により4千205万円の増、民生費として、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限の延長に伴う事務費の増額、私立保育園風の村保育園八街の防犯対策を強化する事業に対する補助金の増額、市外の保育所に通所する子どもに対する運営委託料の増額、介護保険特別会計の繰出金の増額、子育て世帯への臨時特別給付金事業費や生活保護費等過年度国庫支出金返還金の予算計上などにより1億7千335万8千円の増、衛生費として、原油価格高騰に伴うクリーンセンターの管理故運営に要する燃料費の増額、一般職人件費等の減額により375万8千円の減、農林水産業費として、有害鳥獣被害対策をはじめとした農産物の保全対策を講じる事業に対する補助金や、農地利用の最適化活動に伴うタブレット端末の購入費用等に必要予算の計上により87万円の増、土木費として、通学路の整備工事や道路維持補修費の増額、市営住宅の揚水ポンプ交換工事に要する予算の計上、一般職人件費の減額により185万4千円の減、消防費として、消防団のホース乾燥塔設置等工事、防火水槽撤去工事に要する予算の計上、予定した消防施設整備事業の内容変更による予算の減額や、一般職人件費の減額により204万4千円の減、教育費として、八街中学校のトイレ改修工事や、二州小学校沖分校の屋内運動場の耐震改修に係る事業費の増額、原油価格高騰に伴い、学校給食センター調理場のボイラーに要する燃料費の増額のほか、中学校ICT環境整備事業費の財源組替えなどにより2億8千541万4千円の増となっております。

繰越明許費につきましては、社会保障・税番号制度関連事務費、小学校施設改修事業費、中学校施設改修事業費の3件を設定するものでございます。

債務負担行為につきましては、マイナンバーカード申請用タブレットの賃借、市営住宅消化

器の賃借の2件を追加するものでございます。

地方債の状況につきましては、市債発行額として、9月補正予算では、建設地方債が1億8千90万円の増額、臨時財政対策債が7千280万円の減額で、補正後の額が24億7千800万円となり、市債残高として、令和4年度末の市債残高は192億2千183万7千円となる見込みであり、令和3年度末現在高と比較すると11億9千442万5千円の増額となり、その内訳は、建設地方債が18億7千20万2千円の増、臨時財政対策債等については6億7千577万7千円の減となります。

財政調整基金残高の状況につきましては、令和3年度決算で生じた歳計剰余金の処分による積立てにより、令和4年度末の財政調整基金残高は20億6千924万3千円となる見込みであり、令和3年度末残高と比較すると1億1千117万円減額する見込みとなります。

議案第8号は、令和4年度八街市介護保険特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算に5千294万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を49億6千862万7千円とするものでございます。

歳入の主なものは、令和3年度決算に伴い、国庫支出金の過年度分介護給付費負担金412万1千円、支払基金交付金の過年度分介護給付費交付金18万1千円をそれぞれ増額、一般会計からの繰入金299万2千円の増額、前年度繰越金4千564万7千円の増額でございます。

歳出の主なものは、介護給付費準備基金積立金1千145万3千円の増額、介護給付費等の過年度精算に係る返還金及び一般会計の繰出金4千53万1千円の計上などです。

債務負担行為につきましては、第9期高齢者福祉計画介護保険事業計画策定業務を設定するものでございます。

議案第9号は、令和4年度八街市下水道事業会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、収益的収入につきましては、既定の予算から12万1千円を減額し、総額7億9千886万8千円とするものでございます。

収益的支出につきましては、既定の予算から1千200万7千円を減額し、総額を7億1千212万3千円とするものでございます。

資本的収入につきましては、既定の予算に45万2千円を増額し、総額を1億6千964万6千円とするものでございます。

資本的支出につきましては、既定の予算に283万1千円を増額し、総額を4億2千98万円とするものでございます。

企業債につきましては、資本費平準化債を530万円とするほか、利益剰余金の処分額を6千803万円とするものでございます。

議案第10号は、令和四年度八街市水道事業会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、収益的支出につきましては、既定の予算に34万2千円を増額し、総額を10億2千109万円とするものでございます。

資本的支出につきましては、既定の予算から419万円を減額し、総額を4億5千283万

9千円とするものでございます。

議案第11号は、令和3年度八街市一般会計繰入歳出決算の認定についてでございます。

本決算は、歳入総額263億3千316万3千682円、歳出総額249億6千253万1千994円で歳入歳出差引額は13億7千63万1千688円となり、このうち6億円を財政調整基金に積み立て、7億7千63万1千688円を令和4年度に繰越しするものでございます。

議案第12号は、令和3年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本決算は、歳入総額88億7千241万784円、歳出総額87億6千889万7千513円で、歳入歳出差引額は1億351万3千271円となり、このうち3千105万円を財政調整基金に積み立て、7千246万3千271円を令和4年度に繰越しするものでございます。

議案第13号は、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本決算は、歳入総額7億2千667万5千353円、歳出総額7億2千123万7千524円で、歳入歳出差引額543万7千829円を令和4年度に繰越しするものでございます。

議案第14号は、令和3年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本決算は、歳入総額49億6千746万4千228円、歳出総額49億2千81万7千411円で、歳入歳出差引額4千664万7千187円を令和4年度に繰越しするものでございます。

議案第15号は、令和3年度八街市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

本決算は、収益的収支では、収益的収入9億177万8千131円に対し、収益的支出は、7億2千123万5千528円となりました。当年度未処分利益剰余金は2億2千233万5千928円となり、このうち1億4千493万3千944円については、減債積立金へ積み立てるものでございます。

資本的収支では、資本的収入1億9千10万8千540円に対し、資本的支出が4億6千881万89円であり、資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する2億7千870万1千549円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額615万7千569円、当年度分損益勘定留保資金9千681万36円、繰越利益剰余金処分数額4千795万3千19円及び当年度利益剰余金処分数額9千698万925円で補填したほか、なお不足する額3千80万円については、令和3年度同意済企業債の未発行分をもって令和4年度に措置するものでございます。

議案第16号は、令和3年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

本決算は、収益的収支では、収益的収入12億5千984万6千438円に対し、収益的支出は、10億2千720万9千517円となりました。当年度未処分利益剰余金は、3億6千795万6千298円となり、このうち1億4千万円を資本金に組み入れ、2億2千795万6千298円を減債積立金へ積み立てるものでございます。

資本的収支では、資本的収入4千157万3千668円に対し、資本的支出は2億6千558万4千497円であり、資本的収入額が資本的支出額に対して、不足する額2億2千401万829円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額372万1千13円、減債積立金1億4千万円、過年度分損益勘定留保資金8千28万9千816円で補填するものでございます。

以上で、提出いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

最後に議案ではございませんが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全性を判断する5つの指標について監査委員の審査に付し、その意見を付けて健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告し、かつ公表することとなっておりますので、ここで報告させていただきます。各比率につきましては配付してあります令和3年度決算に基づく健全化判断比率報告書及び令和3年度決算に基づく資金不足比率報告書のとおりでございます。

また、それぞれについて、監査委員の審査意見を添付してございます。

それでは、各比率についてご説明させていただきます。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率報告書1ページ中、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては一般会計が黒字となり、また一般会計を含む全会計の実質収支の合計額が黒字であるため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率ともに算定されず、バー表示となっております。

続いて、実質公債費比率につきましては6.5パーセント、将来負担比率については30.4パーセントとなっております。全ての比率において早期健全化基準の数値を下回っております。

次に、令和3年度決算に基づく資金不足比率報告書1ページ中、資金不足比率につきましても実質赤字比率及び連結実施赤字比率と同様に、バー表示となっております。資金に剰余額が生じております。

以上をもちまして、報告に代えさせていただきます。

なお、各会計の決算の詳細につきましては、各担当部長等より説明いたします。

#### ○議長（鈴木広美君）

以上で、市長からの提案理由の説明が終わりました。

次に、各部課長から決算の詳細について説明をお願いします。

最初に議案第11号に関しまして、片岡総務部長。

#### ○総務部長（片岡和久君）

それでは、議案第11号、令和3年八街市一般会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入歳出決算書の7ページをお願いいたします。

歳入は、予算現額274億7千836万1千円に対し、決算額263億3千316万3千682円、前年度比マイナス58億5千643万2千137円、18.2パーセントの減となり、歳出決算額は249億6千253万1千994円、前年度比マイナス60億1千568万5千955円、19.4パーセントの減となりました。

歳入歳出差し引きの結果、残額は13億7千63万1千688円となり、このうち6億円を地方自治法第233条の2の規定に基づき、一般会計財政調整基金に編入し、翌年度の繰越額は7億7千63万1千688円となりました。なお、この額には繰越明許費及び継続費遞次繰越額3億2千533万4千円が含まれております。

続いて、歳入歳出決算の概要について、8ページ、9ページをお願いいたします。

初めに、歳入全体の27.4パーセントを占めております1款市税は、予算現額71億9千713万1千円に対し、調定額81億2千179万5千535円、収入済額72億1千322万6千933円、不納欠損額7千987万7千711円、収入未済額8億2千869万891円となり、収入済額の前年度比マイナス3億202万2千402円、4.0パーセントの減となりました。収入率につきましては、現年課税分が前年度より0.1ポイント増の97.7パーセント、滞納繰越分が前年度より2.0ポイント減16.5パーセント、市税合計では前年度より0.3ポイント増の88.8パーセントとなりました。

1項市民税は、収入済額34億4千418万9千50円、前年度比マイナス1億4千5万8千396円、3.9パーセントの減。

2項固定資産税は、収入済額27億6千590万9千388円、前年度比マイナス1億9千595万3千259円、6.6パーセントの減。

3項軽自動車税は、収入済額2億4千194万9千822円、前年度比プラス576万4千651円、2.4パーセントの増。

4項市たばこ税は、収入済額6億4千124万6千760円、前年度比プラス3千151万1千147円、5.2パーセントの増。

6項都市計画税は、収入済額1億1千993万1千913円、前年度比マイナス328万6千545円、2.7パーセントの減となりました。

次に、2款地方譲与税は、予算現額1億7千万円に対し、調定額・収入済額ともに1億7千914万7千円、前年度比プラス320万7千円、1.8パーセントの増となりました。

1項地方揮発油譲与税は、収入済額4千453万8千円、前年度比プラス142万4千円、3.3パーセントの増。

2項自動車重量譲与税は、収入済額1億2千734万2千円、前年度比プラス190万4千円、1.5パーセントの増。

3項森林環境譲与税は、収入済額726万7千円、前年度比マイナス12万1千円、1.6パーセントの減となりました。

次に、3款利子割交付金は、予算現額450万円に対し、調定額・収入済額ともに529万

4千円、前年度比マイナス105万円、16.5パーセントの減となりました。

次に、4款配当割交付金は、予算現額3千700万円に対し、調定額・収入済額ともに5千453万円、前年度比プラス1千654万9千円、43.6パーセントの増となりました。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金は、予算現額2千650万円に対し、調定額・収入済額ともに6千864万9千円、前年度比プラス2千243万3千円、48.5パーセントの増となりました。

次に、6款法人事業税交付金は、予算現額4千100万円に対し、調定額・収入済額ともに6千964万3千円で、前年度比プラス4千155万5千円、147.9パーセントの増となりました。

次に、7款地方消費税交付金は、予算現額14億6千800万円に対し、調定額・収入済額ともに15億5千578万4千円、前年度比プラス1億1千679万1千円、8.1パーセントの増となりました。

次に、8款ゴルフ場利用税交付金は、予算現額1千800万円に対し、調定額・収入済額ともに2千374万5千85円、前年度比プラス505万4千595円、27.0パーセントの増となりました。

次に、9款自動車取得税交付金は、予算現額1千円に対し、調定額・収入済額ともに168円、前年度比マイナス4千520円、96.4パーセントの減となりました。

これは、昨年度と同様、自動車取得税廃止による過年度繰越分の収入となります。

次に、10款環境性能割交付金は、予算現額2千500万円に対し、調定額・収入済額ともに2千257万1千1円、前年度比プラス123万1千1円、5.8パーセントの増となりました。

次に、11款地方特例交付金は、予算現額1億5千434万8千円に対し、調定額・収入済額ともに1億5千512万9千円、前年度比プラス1億277万円、196.3パーセントの増となりました。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が減少した中小企業者に対し、令和3年度分固定資産税、都市計画税を軽減、減免したことにより、地方税減収相当分として、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が交付されたことによるものです。

次に、歳入全体の17.6パーセントを占めております12款地方交付税でございます。

予算現額45億5千982万円に対し、調定額・収入済額ともに46億2千329万8千円、前年度比プラス7億8千594万9千円、20.5パーセントの増となりました。普通交付税は、プラス7億1千293万4千円、19.4パーセントの増。特別交付税は、プラス7千301万5千円、42.8パーセントの増となりました。

次に、13款交通安全対策特別交付金は、予算現額600万円に対し、調定額・収入済額ともに621万9千円、前年度比マイナス44万1千円、6.6パーセントの減となりました。

10ページ、11ページをお願いいたします。

次に、14款分担金及び負担金は、予算現額1億417万8千円に対し、調定額9千408

万8千493円、収入済額9千84万6千213円、不納欠損額54万9千600円、収入未済額269万2千680円、前年度比プラス526万6千676円、6.2パーセントの増となりました。

次に、15款使用料及び手数料は、予算現額2億5千351万6千円に対し、調定額2億7千976万944円、収入済額2億4千965万7千804円、収入未済額3千10万3千140円、収入済額は前年度と比較して、プラス155万1千113円、0.6パーセントの増となりました。

1項使用料は、収入済額1億1千30万1千196円、前年度比プラス278万4千475円、2.6パーセントの増。

2項手数料は、収入済額1億3千935万6千608円、前年度比マイナス123万3千362円、0.9パーセントの減となりました。

次に、16款国庫支出金は、予算現額77億4千381万円に対し、調定額75億9千72万4千460円、収入済額70億4千943万9千132円、収入未済額5億4千128万5千328円でございます。収入済額は前年度と比較してマイナス51億3千16万5千729円、42.1パーセントの減となり、特別定額給付金給付事業費補助金の減が主な理由でございます。

1項国庫負担金は、収入済額37億8千985万3千302円、前年度比マイナス3億592万8千680円、8.8パーセントの増。

2項国庫補助金、収入済額32億440万2千497円、前年度比マイナス54億3千37万6千388円、62.9パーセントの減。

3項委託金は、収入済額5千518万3千333円、前年度比マイナス571万8千21円、9.4パーセントの減となりました。

次に、17款県支出金は、予算現額19億918万円に対し、調定額17億8千691万3千389円、収入済額17億8千451万9千389円、収入未済額は239万4千円、収入済額は前年度と比較してマイナス6億9千563万2千937円、28.0パーセントの減となりました。被災農業施設等復旧支援事業補助金の減が主な理由でございます。

1項県負担金は、収入済額11億4千116万9千912円、前年度比プラス2千798万9千533円、2.5パーセントの増。

2項県補助金は、収入済額4億8千809万9千345円、前年度比マイナス7億2千283万8千981円、59.7パーセントの減。

3項委託金は、収入済額1億5千525万132円、前年度比マイナス78万3千489円、0.5パーセントの減となりました。

次に、18款財産収入は、予算現額1千831万2千円に対し、調定額・収入済額ともに2千30万281円、前年度比プラス76万9千942円、3.9パーセントの増となりました。財産売払収入のうち、土地売払収入の増が主な理由でございます。

1項財産運用収入は、収入済額897万8千938円、前年度比マイナス54万1千160

円、5.7パーセントの減。

2項財産売払収入は、収入済額1千132万1千343円、前年度比プラス131万1千102円、13.1パーセントの増となりました。

次に、19款寄附金は、予算現額8千644万9千円に対し、調定額・収入済額ともに8千623万5千656円、前年度比プラス1千547万4千606円、21.9パーセントの増となりました。やちまた応援寄附金の増が主な理由でございます。

次に、20款繰入金は、予算現額2億9千513万2千円に対し、調定額・収入済額ともに2億9千513万232円、前年度比マイナス6億9千2万8千96円、70.0パーセントの減となりました。

1項基金繰入金は、収入済額2億3千427万1千円、前年度比マイナス6億8千625万9千49円、74.6パーセントの減となりました。こちらは、調整基金繰入金の減が主な理由でございます。

2項特別会計繰入金は、収入済額6千85万9千232円、前年度比マイナス376万9千47円、5.8パーセントの減となりました。国民健康保険特別会計繰入金の減が主な理由でございます。

次に、21款繰越金は、予算現額5億2千137万7千円に対し、調定額・収入済額ともに5億2千137万7千870円、前年度比マイナス1億2千130万8千845円、18.9パーセントの減となりました。主に、明許繰越に係る繰越金の減によるものでございます。

次に、22款諸収入は、予算現額4億4千860万7千円に対し、調定額5億8千195万6千13円、収入済額5億692万918円、収入未済額7千503万5千95円、前年度比プラス7千91万9千459円、16.3パーセントの増となりました。給食事業収入の増が主な理由でございます。

1項延滞金加算金及び過料は、収入済額4千185万8千299円、前年度比マイナス2千3万8千155円、32.4パーセントの減。

2項貸付金元利収入は、収入済額3千500万円で、前年度と同額でございます。

3項受託事業収入は、収入済額2千279万1千607円、前年度比プラス2千247万529円、6千998.5パーセントの増となっており、後期高齢者医療健康診査費委託金の増が主な理由でございます。

4項市預金利子は、収入済額3千916万円で、前年度比プラス3千931万円、皆増となっており、コロナ禍などの対応をする中においても資金繰りに見通しがつき、歳計現金の運用が可能となったことが主な理由でございます。

5項雑入は、収入済額4億726万7千96円、前年度比プラス6千848万3千169円、20.2パーセントの増となりました。

次に、23款市債は、予算現額23億9千50万円に対し、調定額・収入済額ともに17億5千150万円、前年度比マイナス1億530万円、5.7パーセントの減となりました。

以上、歳入決算は、予算現額274億7千836万1千円に対し、調定額278億9千37

9万2千127円、収入済額263億3千316万3千682円、不納欠損額8千42万7千311円、収入未済額14億8千20万1千134円でございます。

続きまして、歳出決算について、12ページ、13ページをお願いいたします。

1款議会費は、予算現額2億714万円に対し、支出済額2億193万6千147円、不用額520万3千853円となり、支出済額は前年度と比較して、議会報酬等の減などによりマイナス239万6千810円、1.2パーセントの減となりました。

次に、2款総務費は、予算現額20億1千966万1千円に対し、支出済額19億1千828万7千749円、翌年度繰越額458万7千円、不用額9千678万6千251円となり、支出済額は前年度と比較して、特別定額給付金給付事業費の減などによりマイナス69億6千530万84円、78.4パーセントの減となりました。

1項総務管理費は、支出済額13億2千795万4千264円、前年度比マイナス69億4千44万1千728円、83.9パーセントの減。

2項徴税費は、支出済額3億5千955万6千640円、前年度比マイナス456万6千925円、1.3パーセントの減。

3項戸籍住民基本台帳費は、支出済額1億6千881万8千89円、前年度比プラス422万9千195円、2.6パーセントの増。

4項選挙費は、支出済額2千435万2千646円、前年度比プラス183万2千710円、8.1パーセントの増。

5項統計調査費は、支出済額1千625万9千563円、前年度比プラス2千638万4千699円、61.9パーセントの減。

6項監査委員費は、支出済額2千134万6千547円、前年度比プラス3万1千363円、0.1パーセントの増となりました。

次に、3款民生費は、予算現額121億5千17万9千円に対し、支出済額116億1千806万7千461円、翌年度繰越額1億3千353万7千円、不用額3億9千857万4千539円となり、支出済額は前年度と比較してプラスの13億7千24万959円、13.4パーセントの増となりました。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業や子育て世帯への臨時特別給付金給付事業などの増が主な理由でございます。

1項社会福祉費は、支出済額54億1千845万5千200円、前年度比プラス5億550万6千557円、10.3パーセントの増。

2項児童福祉費は、支出済額40億428万6千821円、前年度比プラス5億8千482万1千682円、17.1パーセントの増。

3項生活保護費は、支出済額21億9千532万5千440円、前年度比プラス2億8千689万6千116円、15.0パーセントの増となりました。

次に、4款衛生費は、予算現額36億5千615万5千円に対し、支出済額29億5千608万7千209円、翌年度繰越額4億5千902万1千円、不用額2億4千104万6千791円となり、支出済額は前年度と比較し、プラス7億5千996万7千855円、34.

6パーセントの増となりました。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費やごみ焼却施設基幹的設備改良事業費の増が主な理由でございます。

1項保健衛生費は、支出済額16億9千340万17千466円、前年度比プラス6億7千559万7千350円、66.4パーセントの増。

2項清掃費は、支出済額12億6千267万9千743円、前年度比プラス8千437万508円、7.2パーセントの増となりました。

次に、5款農林水産業費は、予算現額6億2千303万9千円に対し、支出済額5億1千264万1千316円、翌年度繰越額239万4千円、不用額1億800万3千684円となり、支出済額は前年度と比較して、被災農業施設等復旧支援事業費の減などによりマイナス6億9千659万533円、57.6パーセントの減となりました。

次に、6款商工費は、予算現額2億8千545万3千円に対し、支出済額2億7千98万3千701円、不用額1千446万9千299円となり、支出済額は前年度と比較してマイナス424万6千261円、1.5パーセントの減となりました。八街市がんばる中小企業等支援事業費が増となりましたが、中小企業元気アップ支援事業の減などが主な理由です。

次に、7款土木費は、予算現額25億2千904万5千円に対し、支出済額19億2千936万8千94円、翌年度繰越額5億4千578万5千円、不用額5千389万1千906円となり、支出済額は前年度と比較して、道路整備事業費の増などにより、プラス2億6千909万3千843円、16.2パーセントの増となりました。

1項土木管理費は、支出済額9千483万7千917円、前年度比プラス799万2千300円、9.2パーセントの増となりました。

2項道路橋りょう費は、支出済額11億6千189万3千773円、前年度比プラス4億9千830万4千270円、75.1パーセントの増。

3項河川費は、支出済額4千14万60円、前年度比、流末排水施設整備事業費の減により、マイナス6千694万5千27円、62.5パーセントの減。

4項都市計画費は、支出済額5億663万851円、前年度比マイナス1億5千269万7千385円、21.5パーセントの減。

5項住宅費は、支出済額7千586万5千493円、前年度比マイナス1千756万315円、18.8パーセントの減となりました。

次に、8款消防費は、予算現額13億5千95万5千円に対し、支出済額13億3千992万7千133円、不用額1千102万7千867円となり、支出済額は前年度と比較してマイナス8千264万6千100円、5.8パーセントの減となりました。消防施設整備事業費及び佐倉市八街市酒々井町総合組合費の減が主な理由です。

次に、9款教育費は、予算現額26億9千232万1千円に対し、支出済額23億1千346万892円、翌年度繰越額2億8千560万8千円、不用額9千325万2千108円となり、支出済額は、前年度と比較しマイナス4億9千940万2千398円、17.8パーセントの減となりました。小学校及び中学校のICT環境整備事業の減が主な理由でございます。

ます。

1項教育総務費は、支出済額3億8千870万4千432円、前年度比プラス3千269万3千359円、9.2パーセントの増。

2項小学校費は、支出済額4億1千780万6千317円、前年度比マイナス2億5千353万86円、37.8パーセントの減。

3項中学校費は、支出済額1億9千417万8千927円、前年度比マイナス2億9千197万6千532円、60.1パーセントの減。

4項幼稚園費は、支出済額1億6千196万896円、前年度比マイナス1千622万4千99円、9.1パーセントの減。

5項社会教育費は、支出済額3億4千118万6千639円、前年度比マイナス127万8千671円、0.4パーセントの減。

6項保健体育費は、支出済額8億962万3千681円、前年度比プラス3千91万3千631円、4.0パーセントの増となりました。

次に、10款災害復旧費は、予算現額1千円に対し、支出済額は0円、不用額1千円となり、支出済額は前年度と比較しマイナス5千517万1千50円と皆減となりました。令和元年度に発生した台風等により被災した学校施設等の復旧事業は終了したことによるもの等でございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

次に、11款公債費は、予算現額19億627万3千円に対し、支出済額19億177万2千292円、不用額450万708円で、支出済額は前年度比マイナス1億923万5千379円、5.4パーセントの減となりました。

次に、12款予備費は、当初及び補正予算額6千793万1千円のうちの979万2千円を充当した結果、予算現額は5千813万9千円となり、同額が不用額となります。

以上、歳出決算は、予算現額274億7千836万1千円に対し、支出済額249億6千253万1千944円、翌年度繰越額14億3千93万2千円、不用額10億8千489万7千6円となりました。

このほか実質収支に関する調書は240ページ、財産に関する調書は324ページから332ページ、定額基金の運用に関する調書は334ページ、335ページに掲載してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上をもちまして、令和3年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（鈴木広美君）

以上で、議案第11号の説明を終了いたします。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午前11時03分)

(再開 午前11時13分)

○議長（鈴木広美君）

それでは、再開します。

休憩前に引き続き、会議を行います。

続きまして、議案第12号から13号を、中込市民部長、お願いいたします。

○市民部長（中込正美君）

それでは、議案第12号、令和3年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。

歳入歳出決算書の247ページをご覧ください。

歳入歳出ともに予算現額89億1千803万円に対し、歳入決算額は88億7千241万784円で、前年度と比較し4億2千492万9千287円、5.0パーセントの増となっております。

歳出決算額は87億6千889万7千513円で、前年度と比較し、5億2千419万6千628円、6.36パーセントの増となっております。

この結果、歳入歳出差引残額1億351万3千271円につきましては、八街市国民健康保険特別会計財政調整基金条例第2条の規定に基づき、3千105万円を基金に繰入れ、残りの7千246万3千271円を翌年度に繰越しをするものでございます。

続いて、歳入について、ご説明いたします。

248、249ページをご覧ください。

初めに、歳入1款国民健康保険税は、予算現額17億8千751万2千円に対し、調定額29億6千831万4千420円、収入済額18億4千305万438円、不納欠損額1億1千665万7千142円、収入未済額10億860万6千840円となっております。収納率は、現年課税分が88.8パーセント、滞納繰越分が15.55パーセントでございます。

次に、2款県支出金は、予算現額63億7千532万5千円に対し、調定額・収入済額ともに62億5千555万5千6円で、特定健康診査等の実施に係る負担金療養給付費等の財源として交付される補助金でございます。

3款財産収入は、予算現額3千円に対し、調定額・収入済額ともに7千991円で、財政調整基金積立金利子及び公用車売払収入でございます。

4款繰入金は、予算現額5億4千801万3千円に対し、調定額・収入済額ともに5億4千703万8千235円で、一般会計から繰り入れされる保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金でございます。

次に、5款繰越金は、予算現額1億4千195万1千円に対し、調定額・収入済額ともに1億4千195万612円で、前年度からの繰越金でございます。

次に、6款諸収入は、予算現額5千768万2千円に対し、調定額・収入済額ともに7千726万4千502円で、保険税延滞金及び第三者行為による医療費納付金が主なものでございます。

7款国庫支出金は、予算現額754万4千円に対し、調定額・収入済額ともに754万4千

円で、特定保健指導推進事業費補助金及び災害臨時特例補助金でございます。

以上、歳入合計は、予算現額89億1千803万円、調定額99億9千767万4千766円、収入済額88億7千241万784円、不納欠損額1億1千665万7千142円、収入未済額10億860万6千840円となっております。

続いて、歳出について、ご説明いたします。

250、251ページをご覧ください。

1款総務費は、予算現額3千785万6千円に対し、支出済額は3千67万8千280円で、国民健康保険事業の運営に関する管理費、保険税の賦課徴収に関する経費、国民健康保険運営協議会に関する経費、国民健康保険制度の趣旨普及に関する経費でございます。

次に、2款保険給付費は、予算現額62億8千955万1千円に対し、支出済額は61億7千149万604円で、1項療養諸費52億8千171万1千304円は、療養給付費及び診療報酬明細書の審査支払手数料が主なものでございます。

2項高額療養費8億6千26万9千522円は、高額療養費及び高額介護合算療養費でございます。

3項輸送費は、支出がございませんでした。

4項出産育児諸費2千213万9千947円は、54件分の出産育児一時金でございます。

5項葬祭諸費680万円は、136件分の葬祭費でございます。

6項傷病手当諸費56万9千831円は、新型コロナウイルス感染等による無給休業者へ支給した傷病手当金9件分でございます。

次に、3款国民健康保険費納付金は、予算現額23億6千723万円に対し、支出済額は23億6千722万9千407円で、国民健康保険の広域化に伴い千葉県に支払う納付金でございます。

次に、4款共同事業拠出金は、予算現額2千円に対し、支出済額は149円で、年金受給者のデータから退職者医療制度該当者を抽出するための事業拠出金でございます。

次に、5款保健事業費は、予算現額6千851万5千円に対し、支出済額は5千388万128円で、特定健康診査及び人間ドックの助成金が主なものでございます。

次に、6款基金積立金は、予算現額1億1千692万6千円に対し、支出済額は1億1千692万5千991円で、国民健康保険財政調整基金への積立金でございます。

次に、7款公債費は、予算現額280万円に対し、支出はございませんでした。

次に、8款諸支出金は、予算現額3千15万円に対し、支出済額は2千869万2千954円で、1項償還金及び還付加算金2千71万3千253円は、保険税の過誤納還付金及び国庫支出金等の返還金でございます。

2項繰入金797万9千701円は、一般会計から繰り入れた職員給与費等繰入金の過年度精算金でございます。

次に、9款予備費は、予算現額500万円に対し、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額89億1千803万円、支出済額87億6千889万7千51

3円、不用額1億4千913万2千487円となっております。

なお、詳細につきましては、決算書の252ページから269ページの事項別明細書、並びに主要施策の成果の説明書325ページから348ページをご参照ください。

続きまして、議案第13号、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。

決算書の277ページをご覧ください。

歳入歳出ともに、予算現額7億3千246万8千円に対し、歳入決算額は7億2千667万5千353円で、前年度と比較し2千596万113円、3.7パーセントの増となっております。

歳出決算額は7億2千123万7千524円で、前年度と比較し2千665万9千661円、3.8パーセントの増となっております。

この結果、歳入歳出差引残額543万7千829円につきましては、翌年度に繰越しをするものでございます。

続いて、歳入について、ご説明いたします。

278、279ページをご覧ください。

1款後期高齢者医療保険料は、予算現額5億6千568万3千円に対し、調定額5億7千487万200円、収入済額5億5千945万9千800円、不納欠損額640万7千900円、収入未済額900万2千500円で、還付未済額を差し引いた実質収納率は、現年分が99.03パーセント、滞納繰越分が18.17パーセントでございます。

次に、2款繰入金は、予算現額1億5千689万6千円に対し、調定額・収入済額ともに1億5千683万6千570円で、一般会計からの事務費繰入金及び保険料軽減分に関する保険基盤安定繰入金でございます。

次に、3款繰越金は、予算現額613万7千円に対し、調定額・収入済額ともに613万7千377円で、前年度からの繰越金でございます。

次に、4款諸収入は、予算現額375万2千円に対し、調定額・収入済額ともに424万1千606円で、1項延滞金、加算金及び過料4万4千700円は、保険料延滞金でございます。

2項雑入419万6千906円は、千葉県後期高齢者医療広域連合からの賦課徴収に係る受託費、保険料の過年度還付金、人間ドック等の長寿・健康増進事業補助金が主なものでございます。

以上、歳入合計は、予算現額7億3千246万8千円に対し、調定額7億4千208万5千753円、収入済額7億2千667万5千353円、不納欠損額640万7千900円、収入未済額900万2千500円となっております。

続いて、歳出について、ご説明いたします。

280、281ページをご覧ください。

1款総務費は、予算現額691万9千円に対し、支出済額は602万7千221円で、後期

高齢者医療制度事業の運営に関する管理費と、保険料の賦課徴収に関する経費でございます。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額7億2千111万1千円に対し、支出済額は7億1千143万7千926円で、千葉県後期高齢者医療広域連合へ納付した負担金でございます。

次に、3款諸支出金は、予算現額377万5千円に対し、支出済額は377万2千377円で、保険料の過誤納還付金と、事務費繰入金の過年度精算金を一般会計へ返還したものでございます。

次に、4款予備費は、当初予算額100万円のうち、33万7千円を3款諸支出金へ充当しております。

以上、歳出合計は、予算現額7億3千246万8千円に対し、支出済額7億2千123万7千524円、不用額1千123万476となっております。

なお、詳細につきましては、決算書の282ページから287ページの事項別明細書、並びに主要施策の成果の説明書349ページから353ページをご参照ください。

以上で令和3年度国民健康保険特別会計及び令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（鈴木広美君）

以上で、議案第12号から13号の説明を終了いたします。

次に、議案第14号について、吉田福祉部長より、説明がございました。

#### ○福祉部長（吉田正明君）

それでは、議案第14号、令和3年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。

決算書の295ページをご覧ください。

歳入歳出ともに予算現額50億7千224万4千円に対し、歳入決算額は49億6千746万4千228円で、前年度と比較し5千264万1千257円、1.1パーセントの増となっております。

歳出決算額は、49億2千81万7千411円で、前年度と比較し、1億4千100万9千238円、3.0パーセントの増となっております。

この結果、歳入歳出差引残額は4千664万7千187円となり、全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

続いて、歳入について、ご説明いたします。

296、297ページをご覧ください。

初めに、1款保険料は、予算現額12億9千896万6千円に対し、調定額14億10万4千100円、収入済額12億8千575万1千400円、不納欠損額1千893万8千200円、収入未済額9千541万4千500円となっており、収納率は91.8パーセントでございます。

2款分担金及び負担金は、予算現額180万円に対し、調定額204万2千700円、収入

済額204万2千400円で、配食サービス事業に係る利用者の自己負担金でございます。

3款国庫支出金は、予算現額9億1千786万9千円に対し、調定額・収入済額ともに8億5千438万4千263円で、介護給付費に係る国庫負担金及び地域支援事業交付金が主なものでございます。

4款支払基金交付金は、予算現額12億7千684万9千円に対し、調定額・収入済額ともに12億4千254万9千円で、第2号被保険者の保険料に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

5款県支出金は、予算現額7億865万7千円に対し、調定額・収入済額ともに7億379万4千404円で、介護給付費に係る県負担金が主なものでございます。

6款財産収入は、予算現額6千円に対し、調定額・収入済額ともに5千983円で、介護給付費準備基金の積立金利子でございます。

7款繰入金は、予算現額7億2千842万4千円に対し、調定額・収入済額ともに7億2千842万2千100円で、介護給付費に係る市の負担金及び地域支援事業、低所得者介護保険料軽減分、並びに事務費に係る繰入金でございます。

8款繰越金は、予算現額1億3千501万5千円に対し、調定額・収入済額ともに1億3千501万5千168円で、前年度からの繰越金でございます。

9款諸収入は、予算現額465万8千円に対し、調定額・収入済額ともに1千549万9千510円で、第三者納付金及び介護予防ケアマネジメント収入が主なものでございます。

以上、歳入決算につきましては、予算現額50億7千224万4千円に対し、調定額50億8千181万7千228円、収入済額49億6千746万4千228円、不納欠損額1千893万8千200円、収入未済額9千541万4千800円となっております。

続きまして、歳出について、ご説明いたします。

298、299ページをご覧ください。

1款総務費は、予算現額6千291万7千円に対し、支出済額4千759万2千347円で、介護保険の資格給付に関する経費、保険料の賦課徴収に係る経費、介護認定審査会に係る経費等でございます。

2款保険給付費は、予算現額46億1千891万2千円に対し、支出済額45億854万1千968円で、介護サービス等諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費、その他諸費などでございます。

3款地域支援事業費は、予算現額1億7千114万8千円に対し、支出済額1億4千615万8千935円で、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業費・任意事業費等でございます。

4款基金積立金は、予算現額1億2千740万5千円に対し、支出済額1億2千740万4千983円で、全額が介護給付費準備基金積立金でございます。

5款諸支出金は、予算現額9千115万6千円に対し、支出済額9千111万8千808円で、保険料過誤納還付金、介護給付費負担金等返還金、地域支援事業交付金等返還金、令和

2年度一般会計繰出金精算分でございます。

6款予備費は、当初予算額100万円のうち、29万4千円を保険料過誤納還付金へ充当した結果、予算現額は70万6千円となり、同額が不用額となっております。

以上、歳出決算につきましては、予算現額50億7千224万4千円に対し、支出済額49億2千81万7千41円、不用額1億5千142万6千959円でございます。

なお、詳細につきましては、決算書の300ページから321ページの事項別明細書、並びに主要施策の成果の説明書354ページから375ページをご参照いただければと思います。

これで、令和3年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（鈴木広美君）

以上で、議案第14号の説明を終了いたします。

次に、議案第15号、市川建設部長より説明がございます。

#### ○建設部長（市川明男君）

それでは、議案第15号、令和3年度八街市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、ご説明いたします。

別冊、令和3年度八街市下水道事業会計決算及び事業報告書の2ページをご覧ください。

初めに、（1）収益的収入及び支出でございますが、収入第1款下水道事業収益は予算額合計9億805万円に対しまして、決算額9億177万8千131円となりました。

決算額の内訳ですが、第1項営業収益が2億4千693万2千380円、第2項営業外収益が6億2千471万9千801円、第3項特別利益が3千12万5千950円となっております。

営業収益の主なものは下水道使用料であり、営業外収益の主なものは他会計補助金長期前受金戻入でございます。特別利益の主なものは、令和2年度に繰り入れた一般会計補助金について過年度損益修正益として収益化したものでございます。

次に、支出ですが、第1款下水道事業費用は、予算額合計7億3千178万9千円に対しまして、決算額は7億2千123万5千528円となり、執行率は98.6パーセントとなりました。

決算額の内訳ですが、第1項営業費用が6億4千496万6千326円、第2項営業外費用が6千342万3千711円、第3項特別損失が1千284万5千491円となっております。営業費用の主なものは、大池調整池と下水道施設の維持管理などの委託料及び修繕費、印旛沼流域下水道維持管理負担金、固定資産減価償却費でございます。また、営業外費用の主なものは企業債利息でございます。特別損失の主なものは、建設仮勘定に計上した固定資産について減損損失として費用化したものでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

（2）資本的収入及び支出でございますが、収入第1款資本的収入は、予算額合計3億6千970万4千円に対しまして、決算額は1億9千10万8千540円となりました。

決算額の内訳ですが、第1項企業債が8千170万円、第2項他会計補助金が3千920万円、第3項補助金が5千220万円、第4項負担金が1千700万8千540円となっております。これは下水道事業に係る建設企業債、企業債償還に要する経費に対する一般会計補助金及び下水道整備に係る社会資本整備総合交付金並びに雨水整備事業に係る道路管理者負担金等でございます。

次に、支出ですが、第1款資本的支出は、予算額合計6億2千866万1千円に対しまして、決算額は4億6千881万89円、翌年度繰越金1億3千30万6千円、不用額2千954万4千911円となり、執行率は74.6パーセントとなっております。

決算額の内訳ですが、第1項建設改良費が1億7千74万4千163円、第2項企業債償還金が2億9千806万5千926円となっております。これは、大池調整池や汚水整備工事に係る事業費及び流域下水道建設費負担金並びに企業債の償還金でございます。

なお、欄外に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億7千870万1千549円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額615万7千569円、当年度分損益勘定留保資金9千681万36円、繰越利益剰余金処分量4千795万3千19円及び当年度利益剰余金処分量9千698万925円で補填しており、この場合において、なお不足する額3千80万円につきましては、令和3年度同意済企業債の未発行分をもって翌年度に措置するものでございます。

次に、8ページ下段をご覧ください。

令和3年度下水道事業剰余金処分計算書（案）について、ご説明いたします。

地方公営企業法第3条第2項の規定に基づき、当年度未処理分利益剰余金が生じていることから、議会の議決による処分として、1億4千493万3千944円を減債積立金に積み立てるものであります。

続いて、15ページをご覧ください。

令和3年度八街市下水道事業報告書について、ご説明いたします。

1、概況（1）総括事項中、事業の状況でございますが、令和3年度は処理区域内人口1万9千333人、年間有収水量162万2千622立方メートル、主な建設改良事業として雨水整備事業費9千61万8千円、汚水整備事業費1億8千322万円を業務予定量として事業を行ってまいりました。

実績といたしましては、処理区域内人口は前年度より61人、0.3パーセント減の1万8千982人、年間有収水量は4万3千582立方メートル、2.7パーセント減の158万9千379立方メートル、雨水整備事業費の決算額は4千625万9千400円、汚水整備事業費の決算額は1億1千214万5千763円となりました。

また、年間汚水処理水量は前年度より7万1千750立方メートル、3.6パーセントの減の193万4千458立方メートル、有収率は0.8ポイント増の82.2パーセント、水洗化人口は272人、1.5パーセント増の1万7千857人、水洗化率は1.8ポイント増の94.1パーセントとなりました。

次に、建設改良工事の状況でございますが、大池調整池上流池築造工事、汚水枝線整備工事3か所、公共汚水樹設置工事6か所、マンホール蓋交換工事72か所を実施いたしました。

次に、経理の状況でございますが、令和3年度収益的収支につきましては、下水道事業収益が8億7千873万9千793円に対しまして、下水道事業費用が7億435万6千884円、当年度純利益が1億7千438万2千909円となり、当年度未処理分利益剰余金は、当年度利益剰余金に当年度利益剰余金4千795万3千19円を加えたと2億2千233万5千928円となりました。

次に、16ページをご覧ください。

経営指標に関する事項でございますが、経常収支比率は、前年度より6.3ポイント増の122.7パーセント、経費回収率は2.6ポイント増の89.4パーセント、有形固定資産減価償却率は3.2ポイント増の6.6パーセント、管渠老朽化率前年度と変わらず、0パーセントとなりました。

以上をもちまして、令和3年度八街市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

#### ○議長（鈴木広美君）

以上で、議案第15号の説明を終了いたします。

次に、議案第16号の説明を古西水道課長より、説明がございます。

#### ○水道課長（古西弘一君）

それでは、議案第16号、令和3年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、ご説明いたします。

別冊、令和3年度八街市水道事業会計決算及び事業報告書の2ページをご覧ください。

初めに、（1）収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款水道事業収益は、予算額合計12億7千45万8千円に対しまして、決算額は12億5千984万6千438円となりました。

決算額の内訳でございますが、第1項営業収益7億9千952万3千810円、第2項営業外収益4億6千32万2千628円となっております。営業収益の主なものは、水道料金でございます。また、営業外収益の主なものは、他会計補助金、県補助金でございます。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用は、予算額合計10億7千83万円に対しまして、決算額は10億2千720万9千517円となり、執行率は95.9パーセントとなりました。

決算額の内訳ですが、第1項営業費用9億6千446万5千658円、第2項営業外費用6千274万3千859円となっております。営業費用の主なものは、受水費、施設の運転管理などの委託料及び修繕費、減価償却費でございます。また、営業外費用の主なものは、企業債利息でございます。

続きまして、（2）資本的収入及び支出でございますが、収入でございますが、第1款資本的収入は、予算額合計4千157万4千円に対しまして、決算額は4千157万3千668

円となりました。

決算額の内訳ですが、第1項企業債は3千990万円、第3項工事負担金は167万3千668円となり、これは老朽管更新事業に伴う企業債の借入れ及び消火栓の設置に伴う工事負担金が主なものでございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出は、予算額合計2億6千643万円に対しまして、決算額は2億6千558万4千497円となり、執行率は99.7パーセントとなりました。

決算額の内訳ですが、第1項建設改良費6千896万3千671円、第2項企業債償還金1億9千662万826円となっており、これは老朽管の更新事業費及び企業債の償還金でございます。なお、欄外に記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億2千401万829円は、主に減債積立金及び過年度損益勘定留保資金などで補填しております。

6ページの下段をご覧ください。

令和3年度八街市水道事業剰余金処分計算書(案)について、ご説明いたします。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、当年度未処分利益剰余金が生じていることから、議会の議決による処分として、1億4千万円を資本金へ組み入れ、2億2千795万6千298円を減債積立金に積み立てるものでございます。

なお、4ページから9ページにつきましては、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表が掲載されておりますので、ご参照していただきたいと思っております。

続きまして、13ページをお開きください。

次に、令和3年度八街市水道事業報告書につきまして、ご説明いたします。

初めに、概況のうち、(1)総括事項の事業の状況でございます。令和3年度末の給水戸数は、前年度と比較しますと8戸、率にしまして0.1パーセントの増加となり、1万5千210戸となりました。年間有収水量につきましては、前年度より6万6千785立方メートル、率にしまして2.1パーセントの減少となり、316万6千526立方メートルとなりました。また、印旛広域水道用水供給事業からの受水量は、前年度より27万2千697立方メートル減少し、188万796立方メートルとなりました。

次に、建設改良工事の状況でございますが、施設改良工事としまして上水道更新工事を1か所実施いたしました。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支の状況につきましては、水道事業収益11億8千397万78円に対しまして、水道事業費用は9億5千601万3千780円となり、2億2千795万6千298円の純利益が生じ、その他の未処分利益、剰余金変動額1億4千万円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は3億6千795万6千298円となりました。

次に、資本的収支の状況につきましては、収入総額4千157万3千668円に対しまして、支出総額2億6千558万4千497円となり、不足する額の2億2千401万829円につきまして、主に減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金などで補填しました。

なお、工事の概要、業務、会計ほかにつきましては、15ページ以降に掲載されておりますので、後ほどご参照ください。

以上で、議案第16号、令和3年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（鈴木広美君）**

以上で、議案第16号の説明を終了いたします。

会議中ではありますが、ここで昼食のため、休憩といたします。

午後は1時10分より再開をいたします。

(休憩 午前11時48分)

(再開 午後 1時10分)

**○議長（鈴木広美君）**

それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

最初に、北村市長より、発言を求められておりますので、それを許します。

**○市長（北村新司君）**

先ほど提案理由書を申し上げましたときに、令和4年8月4日にBA5対策強化宣言を行い8月31日の間と申し上げましたけれども、その後、県より急遽延長宣言がございまして、9月BA5対策強化宣言の期間を9月30日まで延長するという報告がございました。先ほど申し上げました8月31日を9月30日までの間というふうに訂正いたしますので、ご理解いただきたいと思います。

**○議長（鈴木広美君）**

陳情第8号について、議会事務局長より、朗読をもって提案理由の説明といたします。

**○議会事務局長（梅澤孝行君）**

着席のまま朗読いたします。

陳情文書表

受理番号陳情第4の8号

受理年月日令和4年8月17日

件名 核兵器廃絶に向けて日本政府が核兵器禁止条約を批准するよう八街市議会が意見書を提出することを求める陳情

提出者につきましては、市内在住の方となっております。

陳情書

件名 核兵器廃絶に向けて日本政府が核兵器禁止条約を批准するよう八街市議会が意見書を提出することを求める陳情

陳情趣旨 市議会におかれましては、市民生活と福祉の向上に邁進されていることに心より敬意を表します。

残念なことに、今年は年明け早々ロシアによるウクライナ侵略が始まり、今も何十人、何百

人という双方の国民が、日常を奪われ犠牲になっています。もし既に核兵器のない世界が実現できていれば、世界はロシアの暴走を止められたはずです。にもかかわらず、いまだ和平への道筋が見えてこないのは、核兵器廃絶に舵を切れない諸国の責任が大きいと言わざるを得ません。

核兵器禁止条約は2017年7月7日に国連で採択され、2020年10月には条約の批准国は発効に必要な50か国に達し、2021年1月22日に発効されました。日本は今まで、地球上で唯一の戦争被爆国でありながら、条約を批准することに消極的でしたが、今年になって、被爆地広島選出の岸田首相が、歴代首相で初めてNPT（核不拡散条約）再検討会議に出席し、「核廃絶へ現実的な歩みを一歩ずつ進めていかなければならない」と訴えました。

岸田首相の思いを後押しする意味でも、八街市にも、非核平和都市宣言の市として、核兵器禁止条約を批准するよう求める意見書を提出して下さることを強く求めます。

#### 陳情事項

1、核兵器廃絶のため、日本政府が核兵器禁止条約を批准することを求める意見書を内閣総理大臣並びに外務大臣に提出してください。

令和4年8月17日

八街市議会議長鈴木広美様

以上です。

#### ○議長（鈴木広美君）

以上で説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案第1号、教育委員会委員の任命については、人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号、教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

この議案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。議案第1号は同意することに決定いたしました。

お諮りします。議案第11号から議案第16号は17人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置して、これに付託し審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。決算審査特別委員会を設置して、これに付託し審査することに決定

いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により議長から指名いたします。委員は配付してあります名簿のとおり、17名を指名いたします。

これからしばらく休憩し、決算審査特別委員会を開き、正副委員長の互選を行いますので、委員の皆様は議員控室にお集まりください。しばらく休憩いたします。本会議再開時刻につきましては、事務局よりご連絡いたします。

以上です。

(休憩 午後 1時15分)

(再開 午後 1時36分)

**○議長（鈴木広美君）**

それでは再開いたします。

決算審査特別委員会正副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。決算審査特別委員会委員長に角麻子議員、同副委員長に加藤弘議員、以上のとおり決定いたしました。

議案第11号から議案第16号を配付の議案付託表のとおり決算審査特別委員会に付託し、開催日の通知といたします。

日程第4、議案内6号市有財産の取得について、第6分団消防自動車を議題といたします。

お諮りいたします。議案第6号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、これから質疑、討論および採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木広美君）**

ご異議なしと認めます。これから議案第6号に対する質疑を行いますが、一人あたりの質疑時間は40分とし、質疑回数の制限は設けません。

それでは質疑を許します。質疑はありませんか。

**○丸山わき子君**

それでは、若干お伺いいたします。まず、この入札につきまして、制限付き一般競争入札とした理由は何なのかお伺いしたいと思います。

**○財政課長（和田暢洋君）**

お答えいたします。こちらの制限付き一般競争入札にした場合、こちら物品の購入につきましては、80万円以上につきまして入札という扱いになってございますので、制限付きの一般競争入札ということで入札に付したところでございます。

**○丸山わき子君**

了解いたしました。

それで、このように落札しているわけなんですけれども、専決処分をする理由につきまして、お伺いしたいと思います。いかがですか。

**○総務部長（片岡和久君）**

議決を言うということですか。議会の議決が必要だという理由ですか。

○議長（鈴木広美君）

本日の採決がという意味合いですか、丸山議員。専決とは、ちょっと。

○総務部長（片岡和久君）

分かりました。すみません。工期の関係で、すぐにでも着手したいということで、初日の方で議決をいただきたいということで、本日議決をいただきたいと考えております。

○丸山わき子君

今までこういう総合庁舎購入のときもあったと思うんですけども、初日にこういった専決処分していくということはなかったと思うんですね。今回なぜこのような対応されるのかお伺いいたします。

○総務部長（片岡和久君）

ここ数年ですが、議会に付する契約の金額に達していなかったため、議会には議決は必要なかったということです。2千万円を超えて契約というのは、ここ数年はございませんでした。

○丸山わき子君

じゃあ、2千万円をはじめて超える消防自動車であるということなわけですね。それで、なぜ、今回、工期の関係だということのようなんですけれども、これだけの金額が張っているわけですから、専決にしない各関係する委員会できちんと検討する、こういう時間があってもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺については、工期の関係というよりも、工期の関係で言うならば、もっと早くに入札しておけばよかったことでしょうか。その辺についてはどうなんですか。

○議長（鈴木広美君）

執行部、答弁は大丈夫ですか。

○総務部長（片岡和久君）

申し訳ございません。県の補助金を頂いておりますので、その関係で入札の方は、この時期になってしまいました。

○丸山わき子君

じゃあ、県の補助金の関係でということで、これから3月まで、この消防自動車を仕上げいくのに、3月までかかるよということなわけですね。実際には、そんなにかかるんでしょうかね。

○総務部長（片岡和久君）

これから契約をいたしまして、原材料等の発注等をする関係で、まあ当然、全て手作業というか、まあ製作という形ですので、時間の方がかかるということで、製作期間はかかるということでございます。

○丸山わき子君

今、物価高の中でね、物価高の中で、今後この消防自動車を仕上げていくのに、いやあお金がかかっちゃったよと。もっとこの契約以上のお金がかかっちゃったよというようなことも

あり得るのかというふうにも感ずるんですが、その辺についてはどのような対応をされようとしていきますか。

○総務部長（片岡和久君）

当然この金額で契約しておりますので、この金額での納入をとということが基本であると考えております。

○丸山わき子君

それと、あとは、16ページに、ごめんなさい。これは議案説明シートの中の16ページに、その他（5）のところ、自動車登録番号8806とする。これ指定しているんですが、このわざわざ指定しなければならないという理由というのは何かあるんですか。

○総務部長（片岡和久君）

今、八街市消防団の車両につきましては、おおむね88の後に分団の番号を入れております。よその現場でもすぐに分かると思いますので、このように対応しております。

○丸山わき子君

じゃあ、より分かりやすい消防自動車にするということで、一般の方は何でわざわざお金のかかる、こういう登録番号を付けるのかと大変不審に思うんじゃないかなというふうに思いますが、理解いたしました。

以上です。

○議長（鈴木広美君）

以上で、丸山わき子議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

質疑がなければ、これで議案第6号に対しての質疑を終了いたします。

これから討論を行います。議案第6号、市有財産の取得について、第6分団消防自動車の討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで議案第6号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。議案第6号、市有財産の取得について、第6分団消防自動車を採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程、第5、休会の件を議題といたします。

明日9月1日から5日は議案調査、また休日のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

9月1日から5日は休会することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

9月6日は午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様に申し上げます。9月13日に議案に対する質疑を予定しておりますので、質疑のある方は7日午後1時までには通告書を提出するようお願いいたします。

なお、所属する常任委員会の所管する議案については、質疑を避けるようお願いいたします。

議員の皆様に申し上げます。この後、全員協議会を、1時55分より全員協議会を開催しますので、本会議場にお集まりください。全員協議会終了後、行政視察の打合せを行いますので、正副議長、各常任委員会正副委員長、議会運営委員会正副委員長は、第2会議室にお集まりください。行政視察の打合せ終了後、広聴広報特別委員会を開催いたしますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

（散会 午後1時47分）

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 議案の上程  
議案第1号から議案第16号、陳情第8号  
提案理由の説明  
議案第1号  
質疑省略、委員会付託省略、討論省略、採決  
決算審査特別委員会の設置及び付託
4. 議案第6号  
委員会付託省略、質疑、討論、採決
5. 休会の件

.....  
議案第1号 教育委員会委員の任命について

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度八街市一般会計補正予算について）

議案第3号 八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 八街市議会議員及び八街市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び八街市議会議員及び八街市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部改正に関する協議について

議案第6号 市有財産の取得について（第6分団消防自動車）

議案第7号 令和4年度八街市一般会計補正予算について

議案第8号 令和4年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第9号 令和4年度八街市下水道事業会計補正予算について

議案第10号 令和4年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第11号 令和3年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第12号 令和3年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第13号 令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第14号 令和3年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第15号 令和3年度八街市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第16号 令和3年度八街市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

陳情第8号 核兵器廃絶に向けて日本政府が核兵器禁止条約を批准するよう八街市議会が意見書を提出することを求める陳情